

下水排除基準(亜鉛)の改正について

～福岡市道路下水道局～

1 下水道法施行令が一部改正され、亜鉛の下水排除基準が変わりました

平成 18 年 11 月 10 日政令 354 号で下水道法施行令の一部改正が公布され、平成 18 年 12 月 11 日から施行されました。これにより、下水道法施行令第 9 条の 4 第 1 項 29 号の亜鉛及びその化合物の排除基準が 5 mg/L 以下から 2 mg/L 以下に強化されています。

2 一部の特定事業場には、暫定基準の適用があります

下表の 3 業種のうち、日平均排水量が 50 m³/日以上の特定事業場については、暫定基準が適用されます。

平成 23 年 12 月 11 日から平成 33 年 12 月 10 日までは暫定基準の 5 mg/L 以下が適用されます。

業 種	暫定基準
金属鋳業	5 mg/L
電気めっき業	
下水道業(金属鋳業または電気めっき業に属する特定事業場(下水道法「昭和 33 年法律第 79 号」第 12 条の 2 第 1 項に規定する特定事業場をいう。)から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 (福岡市役所 7 階)

福岡市 道路下水道局 下水道施設部 水質管理課 水質指導係

電話 : (092) 711-4512 FAX : (092) 711-1875

E-mail : suishitsu.RSB@city.fukuoka.lg.jp

「福岡市の道路・河川・下水道」のホームページ

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/index.html>